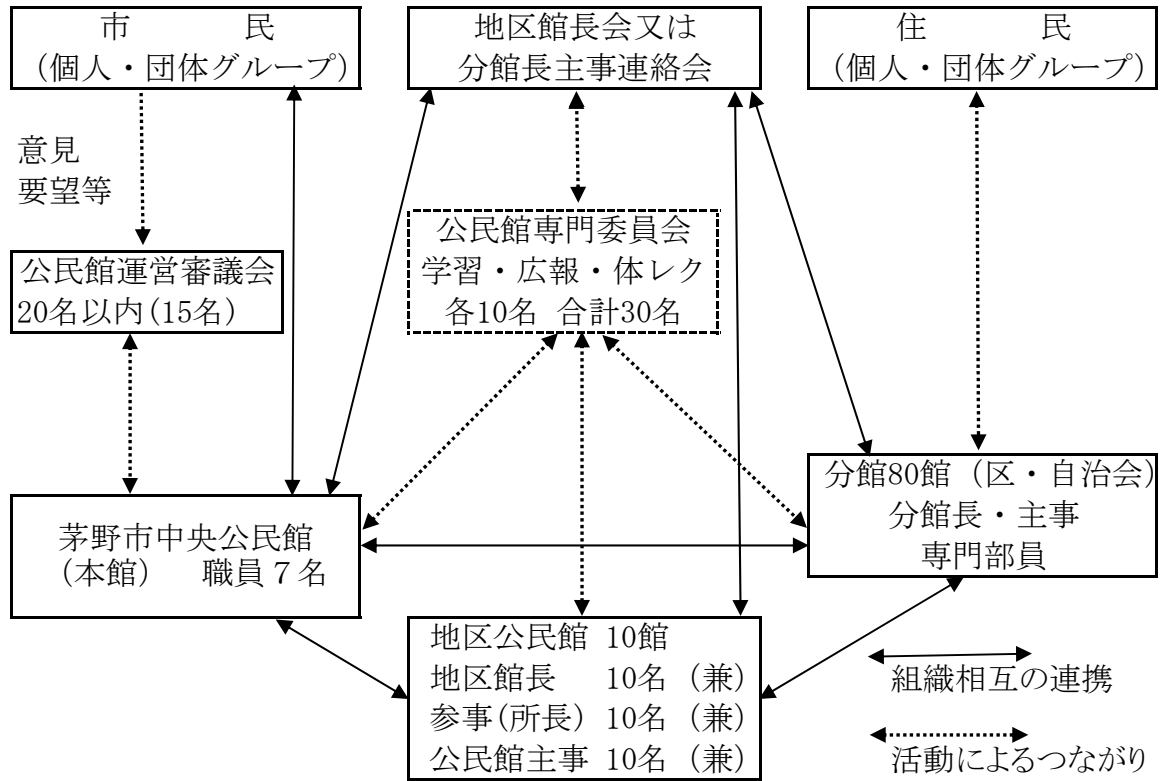


公民館の組織と役割

(1) 茅野市における機構図



本館

- 市内全域を対象とする
- 市民の学習の機会の援助・企画・指導・助言
- 市民の集合の場、憩いの場の提供
- 学習器材、学習資料の提供
- 地区館・分館での活動に対し情報提供・支援
- 団体・グループの育成
- 本館に専門委員を置く(市公民館長が委嘱する)(地区の専門委員と兼務)

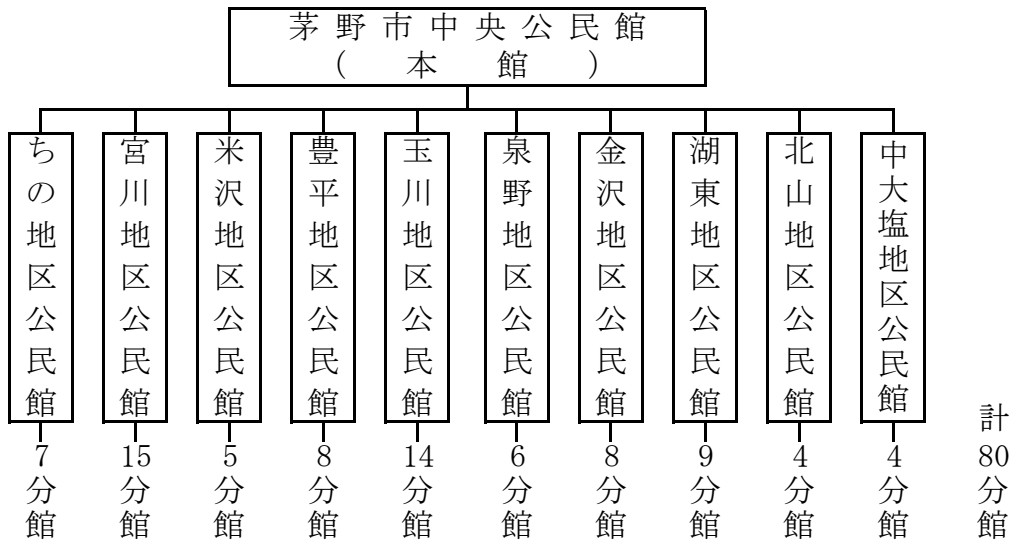
地区館

- 各地区に地区公民館を設置
- ※地区コミュニティーセンターに併設
 - ・市役所出張所・地区公民館
 - ・図書館分室・地区こども館
- 分館長主事連絡会長が地区館長を兼ねる(教育委員会が委嘱)
- 地区担当主事が常駐
- 本館と分館の連携
- 地区に専門委員を置く(本館の専門委員と兼務)
- 地区公民館事業の実施
- 地区の住民の学習の場、集会の場の提供
- 地域課題・地域連帯に関する活動
- 図書、備品の貸出し

分館

- 分館長、主事は区、自治会で選出
- 分館長・主事は、市公民館長の委嘱
- 専門部員等は、分館長の委嘱
- 住民の学習の場、集会の場、憩いの場の提供
- 自主運営・自主管理・自主財源・自主活動
- 地域課題・地域連帯に関する活動
- 住民の声を本館につなげる

(2) 公民館の組織



- 分館長、主事は、茅野市の非常勤特別職の職員である。
- 各地区に専門委員を置き、本館や地区館活動への協力をお願いしている。
学習委員 10名、広報委員 10名、体育レク委員 10名
- 市公民館、地区館、分館の連絡調整は、分館長主事連絡会や地区担当職員会議等を開催し、常に緊密な連絡を取り合っている。

(3) 本館・地区館と分館とのつながり

